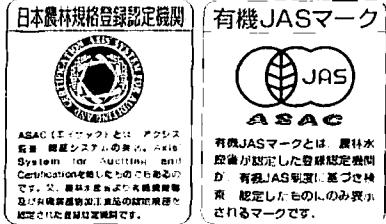


チャート図でみる有機認定（認証）の行程

有機認定の有効期限はありませんが、有機表示を維持するためには、毎年法定通りの調査（又は監査）を受ける必要があります。



判定

※ASACでは検査員からの実地検査報告書を基に有機JAS規格などに照らし合わせて認定又は認証の可否を判定します。

検査

検査が実施されましたか？ ASACより検査員が派遣され、改正有機JAS規格又はアクシス基準にそって生産が行われているか、検査します。

申請書類と現地検査の内容が著しくあわない場合、検査員の判断で検査を中止する場合があります。その場合、検査員からの指摘事項を整えた後、再検査を受けることになります。

申請

申請書類は受理されましたか？

① 申請書類に不足や不備があることをASACより指摘された場合は訂正又は提出書類要件を満たした上、追加又は再提出して下さい。

※ASACでは申請書類の内容を検査員がチェック（書類審査）し、不備がなければ事務局から担当検査員を派遣する日時を申請者に連絡します。検査費用等入金確認後、検査員を派遣します。

あなたの圃場は多年生作物（飲食料品に限る）の場合：収穫前3年以上、それ以外：は種又は植付前2年以上）有機農産物の日本農林規格第4条に準拠した有機栽培を行ってこられましたか？

いいえ
有機・無農薬の栽培2年未満の圃場は有機認定を受けられません。これは「農水省ガイドラインの特別栽培」又は「生産情報公表農産物の」JAS規格の範疇です。

農水省ガイドラインによる表示の認証又は岩手県認定認証制度による認証をASACは行いません。

はい
生産管理の記録をつけていますか？

いいえ
有機JAS制度の要件に記録管理があります。生産管理記録は有機認定に必要です。きちんと文章で記録されていることが必要です。記録は有機生産を行う限り続けて行かなければなりません。



はい
生産した商品に「有機」表示をしますか？

いいえ
「有機」表示しないのであれば、認定を受ける必要はありません。但し、法律により認定を受けなければ「有機」又はそれに類似した表示はできませんので注意して下さい。

改正有機JAS法で認定前に講習会を修了していることが義務付けられています。

はい
有機認定を受けますか？

準備
ASACを選んだ場合
どの登録認定機関の認定を受けるか決まっていますか？

申請書類は揃っていますか？

いいえ
認定を受けなければ商品に「有機」「オーガニック」等の表示はできません。表示した場合は違法（50万以下の罰金）になります。但し、商品に直接表示するのではなく、宣伝用のチラシ等への「有機」表現は可能ですが、（JASマークの貼付はできません。）
その場合、有機栽培の根拠となる説明資料が必要です。（景表法関連参照）

いいえ
有機認定は国に登録した認定機関が行います。平成18年6月現在、38（内、外国の認定機関2）の登録認定機関がありますが、設立されたばかりで検査・認定の実績が過去になり機関や一部の地域及び生産行程のみなどの限定した内容しか認定しない機関など多種多様ですのでよく考えて選んで下さい。

いいえ
申請書類がきちんとすべて揃っていないと登録認定機関は事務処理できません。申請に必要な書類についてわからない点は、認定機関にお尋ね下さい。又、法律で認定機関はコンサルタントは禁止されていますので、必要な方は、ASACの関連機関であるNPO法人アクシス委員会連合・安全食糧委員会にお問い合わせ下さい。（有料）